資料室

社会保障
労使トラブル法律相談Q&A
労働関係法
経営全般
人間関係とコミュニケーション
ライフプラン
男女共同参画
公務員関係法
日朝の歴史
７つの習慣
中東の歴史
ボランティア活動
環境活動
社会貢献活動
自己啓発
生涯学習
外交・防衛問題
資本論

職場と労働法　(13)　賃金の原則とあり方について考える⑤

（クリックするとPDFファイルが開きます）

10. 賃金の支払の確保等に関する法律(略称:賃確法)による賃金の保護

目的「景気の変動、産業構造の変化その他の事情により企業経営が安定を欠くに至った場合及び労働者が退職する場合における賃金の支払等の適正化を図るため、貯蓄金の保全措置及び事業活動に著しい支障を生じることにより賃金に支払を受けることが困難となった労働者に対する保護措置を講ずる」

具体的事項　①社内預金の保全措置。　③退職労働者の賃金に係わる遅延利息。
②退職手当の保全措置。　④未払賃金の立替事業。

社内預金の保全措置(労基法第 18 条・賃確法第 3 条～第 4 条)

労基法第 18 条「使用者は、労働契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。」→ 強制貯金の禁止。

したがって、労働者の任意に基づく場合でも、一定の規制をしています。

①社内預金制度の実施は「労使協定」が必要。

②貯蓄金の管理規定を定め、労働者への周知徹底が必要。

③利子をつけること、その利子は厚生労働省令で定める下限利率を下回らないこと。

④労働者の貯蓄金の返還請求には遅滞なく応じ返還すること。

そして、法第 104 条「預金管理状況報告（毎年 3 月 31 日以前 一年間の預金の管理状況）を所轄労働基準監督署長に提出（4 月 30 日迄に）。」

賃確法第 3 条「事業主に社内預金の保全措置を義務付け」

四種類による保全方法　①金融機関等による保障契約。②信託会社との信託契約。
③質権又は抵当権の設定。　④預金保全委員会の設置。

以上のいずれかによる方法でなければなりません。

退職手当の保全措置(賃確法第 5 条)

退職手当金制度がある場合は、退職手当の支払に充てる額として、厚生労働省令で定める額について、第 3 条（貯蓄金の保全措置）に準ずる措置を講じなければなりません

退職労働者の賃金に係わる遅延利息(賃確法第 6 条)

退職手当の全部又は一部を退職日または支払期日までに支払わなかった場合の措置。

未払賃金の立替払(賃確法第7条)

労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が倒産した場合、政令で定める期間内に当該事業を退職した労働者に未払賃金がある場合の措置。

- 教育カリキュラム
- 日本国憲法
- 傾聴
- 語り部スキル

キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library　会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

Worker's Library
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト
［ ワーカーズ・ライブラリー ］

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.